



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	清代の福建における抗租の展開
Author(s)	三木, 聡
Citation	北海道大學文學部紀要, 34(1), 1-48
Issue Date	1985-11-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33497
Type	departmental bulletin paper
File Information	34(1)_PR1-48.pdf



清代の福建における抗租の展開

三 木 聰

はじめに

一、福建における抗租の概況

(一) 万曆—崇禎年間

(二) 康熙—雍正年間

(三) 乾隆年間

(四) 嘉慶—道光年間

二、雍正年間の崇安県における抗租の展開

(一) 史料

(二) 抗租と一田兩主制

(三) 抗租と商業・高利貸資本

(四) 抗租と国家権力

おわりに

はじめ

明末清初期の華中南農村社会に展開した抗租闘争（地主に対する小作料不払い闘争）が、佃農（佃戸）——直接生産者小農民の歴史的発展を明示するきわめて重要な指標であったことは、夙に田中正俊氏によって指摘されたところである。⁽¹⁾また、諸先学の研究によれば、商品生産の展開に伴う佃農の主体的力量の増大および地主に対する経済的従属からの相対的な自立、さらには新たな収奪者としての前期的な商業・高利貸資本の出現、という佃農をめぐる社会的経済的な構図の中で、明末以降、抗租は日常的な経済闘争として行われたのであった。⁽²⁾

ところで、こうした抗租理解は、主要には経済的最先進地域であった江南デルタの豊富な具体的史料に基づくものであったが、江南デルタと同様に抗租の広汎な展開の見られる地域のひとつに、中国の東南沿海に位置する福建地方をあげることができる。福建の抗租については、夙くから傅衣凌氏によって数多くの事例が発掘・紹介され、かつ傅氏および森正夫氏等によって主に非日常的な蜂起・暴動としての抗租（『斗栳会』闘争、『黄通抗租反乱』等）に関する詳細な研究がなされてきた。⁽³⁾また、筆者も先に、日常的闘争としての抗租に対する国家権力の関与の在り方について若干の考察を行った。⁽⁴⁾しかしながら、江南の抗租に関する研究状況と比較するとき、福建の抗租研究では、特に日常的抗租について、当該地域に特殊な社会的経済的実情に即した追究が未だ十分には行われていないように思われる。例えば、明末の代表的な抗租史料とされる、江南の万曆二十四年（一五九六）刊『秀水県志』巻一、輿地志、風俗、農桑、の記事と、福建の万曆四〇年（一六一二）刊『泉州府志』巻三、輿地志下、風俗、の記事とを対照してみよう。

前者が叙上の抗租理解の中心に位置するほどの豊富な内容を含んでいるのに対して、後者の記載は、佃農の商品市場との恒常的な接触、特に農産物の商品化（「佃農所獲、朝登壠畝、夕貿市廛」）を契機として抗租が行われている事実を簡潔に伝える一方⁽⁵⁾で、当地における佃農経営（再生産）の内実、佃農と商業資本との具体的関係、等については何ら語っていないのである。こうした点にも課題の一端が示されているといえよう。

ただし、本稿は上記の課題を全面的に担うべく書かれたものではなく、そうした課題に接近するための基礎的作業のひとつでしかない。以下、行論では、明末（万暦年間）―清代後期（道光年間）における福建の抗租状況を概観した後、筆者が近年瞥見した、雍正年間の建寧府崇安県に関する抗租史料の紹介と若干の分析とを行うことにしたい。

一、福建における抗租の概況

（一）万暦―崇禎年間

明末の福建における地主―佃戸関係および抗租に関する最もまとまった史料として、万暦二〇年（一五九二）から同二二年（一五九四）までの福建巡撫、許孚遠の『敬和堂集』公移撫閩稿、「照俗收租、行八府一州」をあげることができる。この福建の各府・州への通達文書の中で、許孚遠は地主の佃戸に対する恣意的収奪の実態を述べると共に、有等刁潑佃戸、結党激頼、不顧理法、遇分收則先盜拔、議納粟又多挿沙、或負銀租經年不納、甚至輕生図頼。

と、現物による「分収」―分益租・「納粟」―定額租および貨幣による「銀租」という各々の佃租形態に即応したかた

ちで「刁潑な佃戸」によって抗租が行われていることを伝えている。それと同時に、地主には恣意的収奪の禁止を、佃戸には抗租の禁止を、そして各県官には違反の厳しい取締りを命じているのであり、地主―佃戸関係の矛盾の顕在化という状況に直面して、許孚遠は国家権力の直接的な関与・介入による当該関係の止揚を目指したのであった。

それでは、こうした許孚遠の理念は、明末段階の府州県レベルにおいてどれほど実現していたのであろうか。近年、濱島敦俊氏によって紹介された、祁彪佳『莆陽讞牘』所収の地主―佃戸関係史料は、貴重な事例をわれわれに提供してくれる。

天啓四年（一六二四）から崇禎元年（一六二八）までの興化府推官時代における祁彪佳のこの判牘集から、濱島氏自身、注目すべき点のひとつとして「欠租の処理をめぐる公権力の対応」――欠租した佃農に対して刑罰が科されていること――をあげておられるが、例えば、次のような二つの記事が存在する。

(a) 審得、生員吳邦良・邦衡、以田兇游藩哥父、邦良等得佃五十兩。及其父故、佃戸陳在仁等、輒負其租、又奚怪藩哥之興詞也。今邦良既売田償佃、邦衡亦写屋抵還、可勿問矣。等衅繇租起、而在仁之所負独多。必杖之、以懲久逋者。（『莆陽讞牘』「分巡道、一件、急救孤孀事、杖罪陳在仁」）。傍点―引用者、以下同じ）

(b) 審得、黃廷有係陳贊佃戸、偶違其租、以致興詞。今廷有償明其租、詞可息矣。廷有罰穀三石。（同「二件、欺君占殺事、陳贊告黃廷有等」）

(a) では佃戸陳在仁が「其の租に負いた」ことによって、また(b)では佃戸黃廷有が「其の租を逋した」ことによって、官の処罰――杖刑および罰穀――を受けているのである。なお(a)の場合、その末尾に「応にこれを杖し、以て久逋する者を懲すべし」と記されているように、この「負租」が単なる欠租――佃農の貧窮化・飢餓的状态から結果した佃

租滞納——ではなく、「久逋」といわれるような、持続的に行われていた抗租であったことは明らかであろう。この点、他の判牘の中でも、「逋租」した佃農を処罰するに際して「以て欺逋する者の戒と為す」⁽¹²⁾或いは「以て頑佃の戒と為す」⁽¹³⁾と祁彪佳自身が述べているように、天啓年間の興化府では「頑佃」による日常的な抗租が普遍的に展開していたのである。

許孚遠と祁彪佳、この両者の事例の間に直接的な繋がりを見出すことはできないが、興化府における祁彪佳の事例を明末福建のコンテキストの中に置いてみると、先の許孚遠の理念が府州県レベルにおいて着実に実現していたことを指摘することができよう。

ところで、許孚遠の史料は、福建全域（「八府一州」）に宛てられた通達であることによって、そのこと自体が当時の福建では抗租がある程度の地域的普遍性をもつ現象であったことを物語っているものであり、また、その一端をわれわれはすでに天啓年間の興化府に確認したのであるが、次に、この時期の福建各府の状況について探っておきたい。

まず福州府については、藤井宏氏によって紹介された、閩県（附郭）の郷紳、周之夔の『棄草文集』巻五、議「広積穀、以固閭閻議」が、崇禎年間の府城近郊農村社会の状況として、佃農の再生産が高利貸資本（「財主」「穀主」）からの借銀・借穀を不可欠としている事態を描写すると共に、それとの関連において、

甚有寧負田主租、不敢負穀主債、恐塞下年揭債之路者。

と、抗租の存在を伝えている。⁽¹⁴⁾この史料では、地主および高利貸による収奪強化のもとで呻吟する「貧佃」の姿が前面に押し出されているが、しかし、農村の高利貸資本の存在に規定されながらも、既存の地主―佃戸関係の解体を主體的に志向する「貧佃」の一面（寧ろ、田主の租に負く）にこそ注目しなければならないであろう。⁽¹⁵⁾ほぼ同じ頃、

清代の福建における抗租の展開

同じく閩県の郷紳、董応挙は『崇相集』議二、「熊公象洋義田三款」の第一款の中で、

一、画一租額、以便徵收。照得、觀察所買閩清義田、每兩租額三十斤算、官民兩利。瑋兒所買合北里象洋義田、租額每兩以四十斤算。此雖象洋鄉例、然佃戶年年欠租、業主不能取。當時但知鄉例之可依、不知欠租之難討。遂以此為準。

と記述している。記事全体は、当時の福州府知府熊士達⁽¹⁵⁾によって閩県の合北里象洋に設置された救荒用の「義田」の経営をめぐる内容であるが、ここに提示した箇所からは、象洋一帯で毎年のように佃戸の「欠租」という事態が生じており、かつ地主による「欠租」の追比もきわめて困難な様相を呈していたことが窺われる。これは明らかに抗租状況と看做することができよう。

万曆『泉州府志』によって抗租の展開が指摘された泉州府には、また次のような史料が存在する。万曆—崇禎頃の同安県の郷紳、蔡猷臣の『清白堂稿』卷一七、所収の万曆四〇年（一六一二）纂『同安県志』学租、は

論曰、学租之設、以贍貧士、而以其餘、為課饌・修葺之需、至便之計也。況取諸橋梁・寺觀之餘、良工苦心矣。奸佃拖欠、無所不至。司牧者、何能無惻然。

と記されている。明初以来、同安県では学田が設置されず、万曆末の時期に至っても、橋税の一部と廢寺田からの上りとが学租に充当されていた。⁽¹⁶⁾無論、ここに見える「奸佃拖欠」を一般民田の抗租と同一視することはできないといえ、しかしながら「至らざる所無し」という表現の中に、「奸佃」による抗租がこの地域ですでに風潮化していたことを見出し得るのではなからうか。

漳州府については、「前稿」で提示した、崇禎元年（一六二八）刊『漳州府志』卷八、賦役志、田賦考、の記事が、

一田三主制下における抗租の存在を語っていた。⁽¹⁷⁾ こうした明末の状況に対して、近年、わが国でも閲覧が可能となった、漳州府の附郭『龍溪県』の嘉靖一五年（一五三六）刊『龍溪県志』巻一、地理、風俗、の中には、次のような記載が存在する。

(イ) 大抵業農之民甚勞、其間無田者衆、皆佃人之田。年豊則業佃相資、歲歉則業佃俱困。(ロ) 柳江以西、一田二主。其得業帶米收租者、謂之大租田。以業主之田、私相貿易、無米而錄小稅者、謂之糞土田。糞土之価、視大租田十倍、以無粮差故也。⁽¹⁸⁾

(ロ)では、龍溪県を流れる「柳江」―九龍江より西の地域において、地主收租権の分化による「一田二主」制が展開していたことが述べられているが、ここで特に注目したいのは(イ)の部分である。この史料の書かれた嘉靖一五年（一五三六）頃には、龍溪県において地主―佃戸関係の普遍的な展開が認められるが、明末の崇禎『漳州府志』に見える地主―佃戸関係の緊張状態とは対照的に、ここでは年歳の豊・歉によって「業佃相資」「業佃俱困」と記されているのである。嘉靖『龍溪県志』と崇禎『漳州府志』、この両者の記事を比較対照するとき、われわれは嘉靖二〇年代の江南デルタに存在した有名周知の認識、すなわち正徳以前の「相資相養」の関係から「相猜相讎」の関係へ地主―佃戸関係が変質したことを指摘した、かの徐階の文章を想起するのである。⁽¹⁹⁾ 「相資相養」的地主―佃戸関係を徐階は正徳以前に想定し、「業佃相資」的關係を嘉靖『龍溪県志』は現在（嘉靖一〇年代）のこととして記すというように、多少の時間的ズレが見られるとはいえ、福建の漳州府の場合も、明末にかけて「業佃相資」「業佃俱困」的状况から抗租を現出せしめる状況へと地主―佃戸関係の変質を確認することができよう。⁽²⁰⁾

さらに福寧州でも、明末時期に抗租現象が見られた。万曆二五年（一五九七）刊『福安県志』巻一、輿地志、風俗、

には、当地の「偷俗」のひとつとしてきわめて簡略な表現ながらも、

其在村落惡少、動以逋租自毒。

と明記されているのである。

以上、福建の沿海に位置する福州・興化・泉州・漳州の四府および福寧直隸州のすべての地域において、明末の段階に抗租の展開を確認した。それでは、同時期の内陸の延平・建寧・邵武・汀州の四府において、同様の事例を見出すことはできないのであろうか。

建寧府の万曆二九年（一六〇一）刊『建陽県志』卷三、籍産志、藝産、に、万曆『秀水県志』風俗の「往時」の記載と同文のものが存在する一方で、後者の「爾来」に始まる抗租記事が全く欠落している事実をもとに、筆者は「前稿」において「この時期の建陽県では、……地主―佃戸関係の矛盾が抗租を現出せしめるほどには顕在化していなかったと推定することができるとはなからうか」という指摘を行った⁽²⁾。しかしながら、その後偶目した万曆四八年（一六二〇）刊『建寧府志』（福建省図書館蔵）卷四、輿地志四、風俗、は、「以前の建俗の大都」を叙述した後、次のような事態を伝えている。

今日則不然。父母死、溺于堪輿家言、停棺扒地、或一二十年。利謀計奪、訟牒不休。婚姻間有論財者。少年不務本業、而博塞以為生、每至傾人之産。又或群結無頼、号为打手、驚驚市井。咕嚕後輩、或輕侮其長者。黠佃逋主之租、又從而詭移其田、顧先膚懇以惑聽。或有水火之災、惡少乘機搶擄富豪家婦。或為酒会・銀会、甚至召娼歌唱、留連夜飲。……

ここでは「今日」における「風俗」の頹壞の一環として、「黠佃」による抗租の存在が指摘されているのである。

ただし、現在までのところ、この建寧府の一例外に、明末の内陸各府に日常的抗租の事例を筆者は見出し得ていない。今後とも更なる史料搜索が必要であろう。

(二) 康熙—雍正年間

明清鼎革期の福建では、地主—佃戸間の階級対立がきわめて尖鋭化することによって、武装蜂起としての抗租（²²）“変”⁽²²⁾が各地において展開した。崇禎年間の泉州府における“斗棧会”闘争、順治年間の汀州府寧化県を中心とした“黄通抗租反乱”をはじめ、順治三年（一六四六）—同五年（一六四八）頃には、興化府莆田県・延平府将楽県・邵武府泰寧県において佃農を主体とした県城の包囲・陥落および地主の殺害等の事件が相続いて発生したことが、すでに先学の研究によって明らかにされている。⁽²³⁾

“斗棧会”闘争が崇禎末年にほぼ鎮静化されたにも拘らず、泉州府では清初に至っても「佃民の桀驁さ」は依然として持続していた。⁽²⁴⁾そうした状況のもとで、康熙五二年（一七一三）刊『同安県志』（北京図書館蔵）巻四、風俗志、「霸租」の項は、地主の告訴をうけて地方官が抗租の取締りを行っている事実を伝えていたが、⁽²⁵⁾また、王連茂氏によって紹介された、泉州府城内に居住する蘇氏の『燕支蘇氏族譜』巻一一、の記事には、

現耕曾升、崇禎間只納三石。至清康熙庚戌年二月、〔蘇〕續轍府控曾升、再立認批三石五斗。（亀甲「」内は引用者による補筆）

とある。⁽²⁶⁾この記事の直接的な背景に抗租という事態が存在していたかどうかは不詳であるが、康熙庚戌〓九年（一六七〇）において、地主蘇續轍と佃戸曾升との間の佃租額が地方官権力（泉州府）の介在のもとに取り決められている

点には注目したい。

建寧府の事例として、乾隆八年（一七四三）刊『浦城県志』（北京図書館蔵）巻一〇、人物考二、尚義、国朝、季濂の項には、次のような記載が見られる。

季濂、字孔玉。邑庠生。性仁厚。佃有積欠、雖豐歲、不稟追。每遇歲歉、悉焚券蠲租、且給之食。有葉姓者、累債棄婦、且泣別矣。濂慨然捐貲以償、夫婦得完。徐邑侯高其義、過訪之、語人曰、醇謹老成、此邦之望也。

ここでは、まず、記事の内容がいつ頃のことであるのかを確定しなければならない。同県志所収の季濂の父、欽文の伝からは、季濂が康熙丙子（三十五年（一六九六））に実在していたことが確認され、従って、ここに見える「徐邑侯」が康熙五五年（一七一六）任の浦城県知県徐球を指したものであることが窺われる。⁽²⁸⁾すなわち、この記事の内容は康熙年間の後半ないしは末年のこととすることができよう。次に、季濂が「尚義」として顕彰されている所以を探るならば、それは①佃租「積欠」の佃農を官に訴追しなかったこと、②歉年時には常に佃租の蠲免および佃農の賑救を行っていたこと、そして③多額の負債によって鬻妻を余儀なくされていた葉某——おそらくは季氏の佃戸であろう——に対し、資金の援助を行い、その負債を返済させたこと、以上の三点による。特に①に注目したい。①の記載（傍点箇所）からは、次の二点を抽出することができよう。第一に、「積欠」が「豊歳」にまで及んでいたということから、それが単なる欠租ではなく、日常的な抗租を表わしたものであること、第二に、「豊歳と雖も、稟追せず」ということが季濂顕彰の理由のひとつになっていること自体、当時、抗租・欠租した佃農を地主が官に告訴することがきわめて一般化していたことである。

以上の泉州府および建寧府浦城県の二例は、既述の天啓年間における興化府の事例、さらには筆者が「前稿」にお

いて考察を加えた『錦里黃氏家譜』に見える漳州府平和県屯田の事例と共に、雍正五年（一七二七）の中央政府の抗租禁令³¹より以前の段階に、佃農の抗租をめぐる、地主の告訴―官の摘発・取締り、という地主―佃戸関係に対する国家権力の直接的介入の途が現実³⁰に拓かれていたことを如実に物語っているのである。

ただし、抗租に対して権力介入の途が拓かれていたことと、それが實際面において有効に機能していたこととは、また別問題である。先の康熙『同安県志』の「霸租」の項では、佃戸が胥吏・差役と結託して抗租の貫徹を図っている状況と表裏をなして、

官斯土者、雖懲一二、而簿書鞅掌、勢難周理。

と書かれており、知県等の地方官の抗租取締りが十分には行き亘っていないことが窺われるが、同県志、卷三、賦役志、均徭、所収の「讜論」にも、

一、頑佃之逋租不究、將負嵎抗欠、業戸無租可收。何糧可徵。況同邑大害、凡田遇強戸佃耕、則租穀無取、且遭毆殺者、所在皆是。呈稟則官長視為細故不理、即理亦遷延寢擱、終無比追。此正糧累之本。為邑主者、其可忽諸。と叙述されている。同安県では、抗租という現実の事態に対して、官側が抗租を「細故」と看做して地主の訴えを受理しようとせず、また、たとえ受理したとしても積極的に取締ろうとはせず、滞納分の佃租の追比も行われないう有様であった。

こうした同安県の事例に端的に表示されているように、この時期の国家権力による日常的抗租の禁圧は、地主層を満足せしめるほどには十全に機能していなかったと看做すことができる。

以上のほかに、康熙―雍正時期の抗租史料としては、『鳳池林氏族譜』（福建省圖書館藏）卷二、世系紀上、第五

清代の福建における抗租の展開

世、孟房、所引の康熙三五年（一六九六）の武舉人、林和の言に、

和曰、我家祭田、係於潛公所置、当日頗多。統被各房盜売、今所存無幾、僅敷一歲之需。亦緣、此田坐產閩縣阮洋地方、佃戶刁悍特甚。每年租額、狡賴不納、即納有些須。

とあり、福州府閩縣の阮洋（府城の東郊）に所在した林氏の「祭田」において、「刁悍」な佃戸によって毎年のように抗租が行われていたことが記されている。

また、建寧府の康熙九年（一六七〇）刊『崇安縣志』卷一、封域志、風俗、の記事が一田兩主制（田皮・田骨慣行）と連関した抗租の存在を伝えていることは、「前稿」において指摘したが、雍正十一年（一七三三）刊『崇安縣志』（福建省圖書館藏）卷一、風俗、にも、

崇為胡・劉・朱・蔡之鄉。流風遺俗、猶有存者、服教被化、尤為易易。惟佃田一端、積習如錮。官民米之額、輕重不倫。……操移風易俗之權者、其留心於其二者歟。

という記述を見出すことができる。崇安縣では、宋代に名儒を次々と輩出して以来、良風美俗がなお存続しているといわれているにも拘らず、この時期、「佃田」―地主―佃戸關係をめぐる事態は依然として大きな社会問題となっていたのである。ところで、当県志、風俗、には、地主―佃戸關係ならびに抗租に関する詳細な割註が附されているが、その内容の分析は次章で行うことにしたい。

（二）乾隆年間

乾隆三二年（一七五七）福建布政使德福によって編纂され、同三二年（一七六七）同じく布政使顔希深によって補

訂・刊行された『閩政領要⁽³⁵⁾』巻中、「民風好尚」において、全省レベルの社会問題（閩俗類敝して、其の敝の尤も甚しき者⁽³⁶⁾）のひとつとして抗租は再び認識されたのであった。

泉・漳兩府では、乾隆年間に至っても抗租が持続的・恒常的に展開していたことが、各々の府志の中で語られている⁽³⁷⁾。また、乾隆三二年（一七六七）刊『同安県志』（廈門市図書館蔵）巻一四、風俗、は、康熙県志、風俗、の抗租記事を含む歴代関係方志の記載を引用した後、その「按語」において、

至食租之家、又患黠佃霸拋、至有朝登隴畝、夕貿市廛者。

と述べている。この箇所は、まさに万曆・乾隆の両『泉州府志』風俗、所載の抗租記事を参酌したものであり、地主（「食租の家」）は依然として「黠佃の霸拋」に悩まされていたのである⁽³⁸⁾。

邵武府の乾隆二十四年（一七五九）刊『建寧県志』（福建省図書館蔵）巻九、風俗、蠶俗、には、次のような注目すべき記載が存在する。

各郷水田、皆召土人耕佃。相土宜而布利、民食攸関、按歲額以上租、国賦攸頼。雖山隴有燥湿・高下之異、皆予贍力餘膏。即種藝有水禾・早稻之殊、務交成穎淨穀。乃有黠佃弄巧、每致田主受虧自食。每值嘉禾納輸、偏栽異種、一粒而芒長徑寸、斗量儘有全完之名、每桶而襯伴數升、秤較僅得半収之實。屢經呈禁、未尽變更。甚至時和年豐、漫緣歉歲以勒減、且有彊分界析、敢指越畔以図欺。弊極百端、數難枚舉。農民固当憫恤、而刁風殊難姑容也。⁽⁴⁰⁾

福建省内では有数の「産米の郷」と謳われた建寧⁽⁴¹⁾県の水田地帯では、地主―佃戸關係が普遍的に展開していたが、この時期、地主収奪に対する佃農の抵抗―抗租はきわめて巧妙な方法によって行われていた。当地の佃租は穀（稻米の粃穀つき）の形態で徴収することが一般的であった（「務めて成穎の淨穀を交す」）が故に、「黠佃」は特に芒の長

い「異種」の水稲を栽培し、それを佃租として地主に納入していたのである。従って、地主が収租用の「桶」⁽⁴²⁾で一斗の租穀を徴収したとしても、粃穀・芒の「数升」分を除くと、実質的には「半収」でしかないという有様であった。さらに、地主に対して豊年でも歉年と欺って佃租削減を要求したり、自ら耕作している田土を欺隠したりするというように、建寧県における佃農の抗租状況はまさに「刁風」と化していたのである。

次に、汀州府にもいくつかの關係史料を見出すことができる。乾隆一八年（一七五三）刊『上杭県志』（北京図書館蔵）卷一、風俗、習俗、には、

農夫火耕水耨、沾体焦汗、尽力南畝。映田歲率三収、次亦兩穫。土力既竭、勸墾無隙剩。僻遠無知之徒、相率負隅、通租稅。自羅日光懲艾之後、風亦稍熾。

と記されている。乾隆一一年（一七四六）、清朝中央政府の錢糧減免策を契機として、佃農羅日光を中心に佃租減免を要求する「抗租反乱」がこの上杭県で勃発したことは、周知の通りである。⁽⁴³⁾この記載によれば、羅日光の「抗租反乱」をピークとして、それ以後はやや下火になったとはいえ、当地では「相率いて負隅し、租・税を逋す」⁽⁴⁴⁾と描かれた日常的な抗租が持続的に展開していた。

乾隆二二年（一七五七）刊『永定県志』（福建省圖書館蔵）卷一、封域志、土產、稻の項の末尾には、

近三十年、邑通栽一種、曰硬粘。穀厚穀重、作飯硬而易變味、藏隔年即蠹。以其耐風、佃耕利之。田主無如何也。という記載が見える。これは「近三十年」の間に永定県全域に流行した「硬粘」（籼稻の一種）⁽⁴⁵⁾という稲の品種についての記述であり、直接的に抗租現象を描出したものではない。しかしながら、ここでは硬粘の栽培が佃農に「利」をもたらしており、それに対して「田主は如何ともする無し」と書かれている点に注目したい。まず、硬粘の栽培が

当地の佃農に広く受け入れられていたことが窺われるが、では、この飯食にも貯蔵にも適さない品種を佃農が積極的
に栽培していった理由はどこに見出し得るのであるうか。およそ次の二点が考えられよう。第一に、史料に明記され
ているように、硬粘が耐風性に富む品種であったことが、おそらくは当地の自然条件に合致していたのであり、その
ために生産量の増大が見込まれたこと、第二に、地主による佃租の徴収が一般的に穀の定額形態で行われていたと仮
定するならば、硬粘の「穀厚」はまさに佃租額の実質的な削減を佃農にもたらし得たこと、以上である。特に第二の
点は、全くの推定でしかないが、「佃耕、これを利とす。田主は如何ともする無し」という状況の第一義的な要因で
あったように思われる。⁽⁴⁵⁾すなわち、佃農にとって硬粘の存在価値は佃租用という点に在ったのであり、それはまさに
地主収奪に対抗するためのものであったといえよう。

この永定県の事例および先の建寧県の事例に見える、地主収奪に対する佃農の抵抗形態は、佃農が自らの経営に密
着しつつきわめて能動的に行っていたものであり、同時にまた、明末以来の地主―佃戸関係における緊張状態の日常
化という歴史的与件のもとで醸成されてきたものであったと看做すことができる。

ところで、乾隆『永定県志』には、いまひとつの注目すべき記事が存在する。それは、卷五、兵刑志、刑法、の次
のような記載である。

拔苗強割、依搶奪律科断。△以下、割註▽(イ)田有皮骨之分。田骨者、納糧当差、田主也。田皮者、始自田主恐佃
戸欠税、先收佃戸賃批銀、為欠税抵償地、其後佃戸承替、通增收接耕批銀。是為田皮大概。田骨收税一桶、田皮
可收税三五桶不等。故俗有金皮銀骨之語。(ロ)邑境田少、昔年抵十金之田、今可作數十金、以至百金出売。於是佃
耕納税、亦倍於昔。終歲勤動、餘利無幾、殊為可憫。然、亦往往、欠税霸耕。

割註の(イ)では、田皮・田骨の一田兩主制およびそれと連関する押租（「賃批銀」「耕批銀」）について述べられており、(ロ)では、この時期の田価上昇にともなう地主の収奪強化という趨勢と共に、そうした状況下における抗租（「欠税覇耕」）の展開が指摘されている。では、この割註の記載と本文とを論理的に連関せしめている媒介項をどこに求めればよいのであろうか。それは末尾の「欠税覇耕」ということになろう。この時期にはすでに中央の抗租禁令（雍正五年条例）が存在していたにも拘らず、何故、抗租が「拔苗強割」にアナロジーされ、「搶奪律」によって裁かれるべきものとされているのであろうか。現時点では、この問いに明確な解答を与えることはできない。しかしながら、この史料は、雍正五年条例より以前の段階において、抗租・欠租に対する律の「搶奪」の条の適用を推定された濱島敦俊氏の見解を、ある程度裏付けるものになると思われる⁴⁷。それと同時に、雍正五年（一七二七）以降にも、地方レベル（府州県）の現実として同様の事態が存在していた可能性を浮び上がらせるものでもある。逆に、雍正五年条例が府州県の抗租取締りにおいて如何なる現実性を有していたのか、を探索する必要がある。

（四）嘉慶—道光年間

一九世紀前半に至っても、福建の抗租風潮は持続していた。泉州府晉江県の人、黃貽楫の編纂になる『李石渠先生治閩政略』嘉慶六年（一八〇一）三月の項には、当時の福建巡撫李殿図の奏文が「疏陳閩省脱欠錢糧積弊」として引かれているが、その中に次のような抗租に関する記載が存在する。

一則頑梗佃戸、宜嚴行懲治也。查、各省佃田、或先出租而後種田、或先種田而後納租。倘有脱欠、則業主可以收田改佃。而閩省則不然。田根者、与業主有分抛之勢。業主即欲転佃、有田根者、為之阻隔、不能自行改佃。於是

脱欠田租、至七八年之久者。業主忿其欠租、則以行凶霸占控告、或意糾衆收割、欲以償其通年之租、而佃者即以糾衆搶掠致控、甚或糾約結会、抵禦群毆、而械鬥之勢成矣。伏思、佃戶果因歉收欠租、似屬常情。而閩省之頑佃、先之以把持、繼之以挾制、又濟之以凶橫、致使業主有田無租、枵腹包糧。應嚴飭地方官、按其情節、分別輕重、以為懲治、則業主有租可收、而糧賦不至脱欠矣⁴⁸。

李殿図は「各省の佃田」に対する福建の特殊性として「田根」＝田面権の問題を取りあげ、「頑梗な佃戸」によって田根に依拠した抗租が長期間に亘って持続的に行われていることを指摘している。また、ここでは、地主の対抗措置の如何によって、抗租が裁判闘争（「致控」）から佃農の組織「約」「会」による武力闘争（「械鬥」）へと発展していくことが述べられているのである。

この時期、いくつかの地方志の中にも田面権を基盤とした抗租の記載が散見する。漳州府の嘉慶一九年（一八一四）刊『雲霄府志』巻二〇、紀遺、賦役、および龍巖州の道光一五年（一八三五）刊『龍巖州志』巻七、風俗志、農事、には、佃農の田面権保持と「拖欠租税」「積年短欠」との関連が叙述されていた。⁴⁹建寧府の嘉慶一四年（一八〇九）纂『浦城縣志』（廈門大學圖書館藏）巻六、風俗、には、乾隆『浦城縣志』以後の六〇年の間に生じた事態として、

田分皮骨、頑佃私賃通租、往往訟累不息。

とあり、一田両主制のもとで「頑佃」の抗租が展開しており、それが地主―佃戸間に頻繁な詞訟を惹起していた。同様に、汀州府の道光一〇年（一八三〇）刊『永定縣志』（福建省圖書館藏）巻一六、風俗志、でも、先掲の乾隆『永定縣志』の田皮・田骨関係記事を参酌した記載の末尾に、

又佃戸多白借耕、往往欠税霸耕、以致田主呈控。所在皆有之。

と書かれているのである。

道光六年（一八二六）から同一三年（一八三三）までの間に、福建の建寧府建陽縣・福州府古田縣・興化府仙遊縣・漳州府詔安縣の知縣・署知縣および邵武府の署同知を歴任した陳盛韶⁵⁰は、その著作『問俗錄』（北京圖書館藏）の中に、次のような記述を残している。

古田之田根・田面、猶建陽之田皮・田骨。曷言乎田面也、完丁糧者也。曷言乎田根也、耕耘納租与面者也。其租計畝、以秤量之。然則面果為主乎、曰否。根亦有手置、有祖遺、自持一契拋、管業耕種。苟不通租、田面不得過而問焉。於是尾大不掉、有一年欠租、約以二年、二年欠租、約以三年、積日累月、租多難償。私將田根售賣、而田面不知買者、或不問。因此涉訟、釀為奪耕強割重案。（卷二、古田縣、「根面田」）

福州府の古田縣においても、田根・田面慣行の定着にともなうて田根を保持する佃戸の抗租が一般化していた。また、佃戸が抗租を行い、かつ田根を私売するという状況の原因として、地主（田面主）と佃戸（田根主）との間に詞訟が起こり、結果として「奪耕強割」案件が現出していたという。既述の乾隆『永定縣志』の場合と同様に、地方官権力が抗租の問題を「奪耕強割」と看做して、「搶奪律」を適用していた可能性を、ここからも窺うことができる。

以上のように、嘉慶―道光年間の福建では、田土に対する社会的慣行としての一田両主制（或いは一田三主制）が広汎な地域的展開を遂げるにともなうて、田面権を基盤とした抗租が各地で盛行していたのである。⁵¹

ところで、一田両主制の存在が確認される各々の地域において、そうした慣行がその地域内の全ての田土を被うようなものでなかったことは贅言を要しないであらう。この点に関連して、建陽縣時代の陳盛韶は次のように語っている。

(a) 同一田而骨皮異名何。骨係田主、宜稅契收糧、過戶完糧。皮係耕戶、宜納租与骨。然骨有不完糧者、謂未壳斷找

断過戸、出佃若干、止得穀租若干。皮亦有不耕種者、仍將此田佃与他人、得穀租若干、並還骨主若干。田皮找断、定須稅契、不必過戸、田骨找断、必須過戸完糧。有一田而売与兩戸、一田骨一田皮者。有骨皮俱売者。田皮買売、並不与問骨主。骨係管業、皮亦係管業。骨有祖遺、皮亦有祖遺。其間爭訟、有田皮而謀混田骨、希図抗租者。有佃戸謀混田皮、希図霸田者。惟以契拋・佃拋・中見為断。〔『問俗錄』卷一、建陽県、「骨田・皮田」〕

(b)佃戸除納租外、当即出銀數兩与田主、書立起埂字拋、撥与栽種。日後起佃、仍將佃戸銀兩退還。荷当字拋者、乃佃戸書立求耕、情願納租、無起埂銀者。起埂之弊、日久視為故物、仮作田皮霸据。又或云、開墾若干田畝、宜補工費。又或云、当年給銀十兩、今田值四五十兩、宜加倍給還。荷当之弊、転至抗租霸産、造出起埂字拋、要退還銀兩。蓋田已耕種數十年、甚至數代、久則弊生也。此輩惡佃、宜尽法究治、以保富民。(同前、「起埂・荷当」)

建陽県では、(a)に描かれた田骨・田皮慣行とは別に、(b)に述べられているように、「起埂銀」||押租の授受によって佃戸のいわゆる耕作権が成立している「起埂」、さらには押租さえも見られない「荷当」というような諸慣行が同時並列的に存在していた。そうした諸慣行の錯綜状態の中で、佃戸は自ら耕作・関与している田土に固有の慣行を欺瞞し、自らの権利・義務を混乱せしめることによって、(a)「抗租」「霸田」、(b)「霸踞」「抗租霸産」を行っていたのである。⁽⁵³⁾

さて、この時期に至って、明末の万曆『泉州府志』以来の、佃農における商品生産と抗租との関連をより具体的に伝える二つの史料が登場する。ひとつは、前田勝太郎氏によって紹介された、泉州府の(i)嘉慶八年(一八〇三)刊『惠安県志』卷三、物産、貨之属、糖、の記事であり、いまひとつは、傅衣凌氏によって紹介された、延平府の(ii)道光一四年(一八三四)刊『永安県志』卷九、風俗志、農事、の記事である。⁽⁵⁵⁾

(i) 邑中出者、多販売福州・涵頭。其往蘇者、皆台灣所出。糖利甚多、種蔗田多則妨稻。奸佃亦藉以抗租。

(ii) 永邑山多田少、依山者半皆梯田。大約以雨路多寡・山水有無為豐歉、蓄水池塘・運水桔槔無有也。比來佃田者、不顧民食、將平洋腴田、種蔗栽煙、利較穀倍。一值雨水不調、拖欠田租、貽誤田主。現今生齒日繁、寄居者衆、穀產不足於食。其可不亟謀、以保庶哉。

(i) では、惠安県の砂糖生産がある程度の広域的市場を有していたこと——省都福州や興化府莆田県の涵頭市⁵⁶への販出——を背景として、佃農による甘蔗栽培が当地で発展しており、そうした状況の中で「奸佃も亦た藉りて以て抗租す」と記述されているのである。他方、(ii) でも、当時の近況（「比來」）として、佃農による甘蔗・煙草栽培の広汎な展開の中で「雨水不調」時に「拖欠田租」の存在が指摘されているのであるが、この「拖欠田租」が「雨水不調」という自然条件を原因とする、佃租の支払い不能という事態（単なる欠租）を示すものではなく、「雨水不調」を口実とした、佃農の主體的な佃租不払い（抗租）を表現したものであることは明らかであろう。

(i) (ii) によれば、佃農の経営に甘蔗・煙草栽培が積極的に導入された所以は、それらが稲作との比較においてより多くの利潤をもたらすからであった。そして、その結果として、稲田→蔗田・煙田という転換——米穀作付面積の減少——の進展は、必然的に米穀不足の問題を惹起することになるのである。この点、(ii) において「民食を顧まない甘蔗・煙草栽培の拡大が「穀産、食するに足らず」という状況を将来した一因とされているように、米穀不足が直接的に糧食不足に帰結する問題であったことは言を俟たないであろう。ただし、そのみに一元化することはできないのである。商品作物栽培の発展にともなう米穀不足を地主―佃戸関係に即して考えてみると、それは米穀生産から相対的に遊離した佃農にとっての飯米確保の問題に連関すると同時に、佃農の商品生産に相即的な、佃租形態の現物（米穀）

から貨幣への移行が認められない場合には、佃租のための米穀の購入を佃農に必然化せしめるものでもあった。⁽⁵⁷⁾

ところで、惠安県(i)の場合、甘蔗栽培の発展および稲田の蔗田化、すなわち甘蔗のモノカルチャー化という動きは、決して清代後期に初出の現象ではなく、泉州府一帯ですでに明末の段階に同様のことが報告されている。⁽⁵⁸⁾さらに、万曆『泉州府志』風俗の商品生産・抗租の記載、その後の地方志史料に描かれた抗租の風潮化という事態をも併せ考慮するならば、(i)の抗租を含む内容はまさに明末以来の持続的な状況であったと看做すことができよう。それと同時に、米穀生産が「本地半年の食用にも敷らず」といわれる泉州府では、米穀の問題がさらに深刻なものとなっていたことを予想し得るのである。

以上の永安・惠安両県の状況は、とりわけ「土窄人稠」といわれ、米穀事情の恒常的な緊張・逼迫——他地域からの大量の米穀移入が不可欠——が指摘されている福建にとって、ほぼ全域に敷衍し得るものであると思われる。福建の抗租の地域的・社会経済的特殊性は、商品作物栽培に代表される、佃農の商品生産の問題と共に、当地における米穀市場・流通の問題との密接な連関のもとに理解しなければならないであろう。その検討は今後の課題である。

以上、福建における抗租の展開をいわば通時的に概観してきた。

明末から清代後期にかけて、当該地方では日常的抗租の持続的な展開を確認し得るが、⁽⁵⁹⁾地域的空間的に見ても、福建のほぼ全ての府・州において抗租は展開していたのである。明末以来の地主—佃戸関係の恒常的な緊張状況の中で、一部の地域では、佃農が自らの経営に密着しつつ、かつきわめて能動的に、地主収奪に対抗する事実上の減租闘争を敢行していた(建寧・永定両県)。また、特に清代後期には、一田両主制の一層の地域的展開にもなつて、多

くの史料が田面権を基盤とした抗租の存在を伝えているのである。

本章では、「前稿」において主として問題とした抗租と国家権力との関連についても、聊か補足的な検討を行った。中央政府の抗租禁令が出された雍正五年（一七二七）より以前において、すでに地方の官権力による抗租の摘発・取締りが現実に行われていた点については、明末清初期の二・三の事例によって再確認し得たが、その一方で、この時期、官の抗租取締りが有効に機能していたかどうかについては、若干の疑問を呈しておかねばならないであろう。また、雍正五年（一七二七）以後の事態として、乾隆年間の汀州府永定県では、抗租がいわゆる「搶奪」律によって裁くべきものとされているのであり、雍正五年禁令の各地方レベルにおける現実的意味を問う必要があるように思われる。

明末以降の抗租の歴史性を集中的に表わす佃農の商品生産との関連については、福建の地域的特徴として、甘蔗・煙草等の商品作物栽培の発展が日常的抗租と結びついていたのであったが、当該地方における米穀事情の緊張は大きな社会的問題として佃農経済——飯米・佃租に関して——をも圧迫していたのである。従って、福建の抗租については、当地の米穀市場・流通問題との関連という面からも検討を加える必要があるだろう。

二、雍正年間の崇安県における抗租の展開

（一）史料

中国福建省図書館蔵の雍正『崇安県志』巻一、風俗、の本文には、

売〔市〕田者与買〔置〕田者、各不知〔聞〕其田、而僅知〔聞〕其佃。佃為世守、主為伝舍〔者有之〕。〔或有買田而換佃者有之〕。佃田之名曰賠、賠為田皮、買為田骨。田与某耕種、〔亦〕止書租穀〔苗〕之數、並〔而併〕不及田之近墾。佃人〔雖主家〕換賠、亦聽〔佃人〕自相授受。〔佃去則租無矣。〕故〔而〕主家〔竟〕不知田之所在、佃去則租無矣。此邑中、所以〔常〕有無租而仍空糧之田主、有匿田耕種〔收穫〕而無課之佃戶也。

註…亀甲「」内は康熙縣志にのみ見えるもの、傍線箇所は康熙縣志に見えないものである。

とあり、康熙『崇安縣志』風俗の記事とほぼ同文のものが存在するが、この直後に附載された長文の割註には、一八世紀前半の建寧府崇安縣の抗租闘争に関する、きわめて豊富な内容が含まれている。本章では、この割註の全文を紹介し、その内容の分析および整理を行うことにしたい。

史料の全文は、次の通りである。

(I) 此管志所載、就平時言也。夫主不知田、則佃人那移田墾、隱匿坵數、莫可究詰。迨至転賠下手、向之那移隱匿者、皆其私有、故有田而無課。然田主之租、尚未尽無也。康熙十三年、遭耿逆之變、佃逃田荒。十五年、王師勦平。餘寇江拐仔・楊一豹、嘯聚黃岡・白塔之間、西路村落、虔劉焚燬、數十里蕩無炊烟。即佃人之欺隱而無課者、尽付之荆棘叢中。及十九年平定、而原佃或逃亡、或故絶、後之開墾者、多異地之人。於是耕此主之田、而兼併彼主之田者。有豪強而受人投献者。有未尽墾而減其租者。因有照所減之租、転売於人、而虛其原額者。有減後墾尽、或從前兼併、原主不能覺察、因而田多租少、佃人之賠佃、重於田主之売佃者。且有抗租霸耕、不能起業者。種種弊端、皆由田主不知田。故田皮雖奉憲禁、積習未能改也。夫田虛糧懸、民累最大、欲甦其累、其惟清丈乎。田皮

清代の福建における抗租の展開

之禁、上憲通行、以崇論之、可禁而不必禁者也。夫田主之田、大率散布於村落之間、其勢不能以自耕、則必有佃田之人。耕者田非己有、則必售其值於原佃之人、始有田之可耕。故田不必禁。

「此れ（以上）は管志（管声駿編纂の康熙『崇安縣志』）の所載であり、平時について言ったものである。そもそも田主が田〔の所在〕を知らなければ、佃人が田墾を那移し、坵数を隠匿したとしても、〔田主はそれを〕究詰することはできない。〔佃戸が耕作していた田を〕下手に転贖した場合、かつて〔佃戸が〕那移・隠匿していた者（田）は、すべて私に占有していたのであるから、田は有っても課は〔かから〕無いことになる。しかし、田主の〔取り立てる〕租が、尽く無くなってしまうわけではなかった。康熙十三年（一六七四）に耿逆（靖南王耿精忠）の変が遭ると、佃戸は逃亡し、田土は荒廢した。十五年（一六七六）になって王師（清軍）は〔耿逆の変〕を剿平した。餘寇の江拐仔・楊一豹は、黃岡・白塔（共に崇安縣西部にある山の名）の間に嘯聚し、〔崇安縣の〕西路の村落では、〔彼らによって人々が〕虔劉され、〔家々が〕焚燬され、数十里にわたって蕩然として炊煙も無い有様であった。たとい佃戸が欺隠したために課の〔かから〕無くなった者（田）でも、すべて荆棘の叢中〔のような荒れ果てた状態〕に付ってしまったのである。十九年（一六八〇）に〔江拐仔等が〕平定されると、原佃が逃亡したり、故絶したりしたために、後に〔荒廢した田を〕開墾した者は、その多くが異地の人であった。こうして〔佃戸の中には〕此の田主の田を耕しながら、彼の田主の田を兼併するという者があった。豪強の中には他人の投献を受けるといふ者があった。開墾が尽っていないので、その〔田の〕租を減額するといふ者があった。そして減額した租によって、他人に〔その田を〕転売し、〔結果として〕其（租）の原額を虚にしてしまうといふ者があった。〔租を〕減額した後に開墾が尽り、或いは従前〔佃戸

が」兼併していた場合、原田主が寛察できなければ、田土額は多いのに租額は少ないということになり、「その結果」佃人〔間の田皮〕の賠償の方が、田主〔間の田骨〕の売価よりも重くなるという者があつた。さらに「佃戸が」抗租・霸耕しても、「田主は」起業することができないという者があつた。〔以上の〕種々の弊端は、すべて田主が田〔の所在〕を知らないことに起因するのである。故に、田皮については憲禁を奉じているにも拘らず、積習は未だ改めることができないのである。そもそも田虚糧懸（田の所有者が確定できないために税糧の滞納状態が生じていること）は民累の最大のものであるが、その累を甦（よめ）こうとするならば、どうして清丈だけでよいであろうか。田皮の禁令は、上憲によって通行しているが、崇〔安鼎〕について論ずるならば、「それは」禁止することはできるが、必ずしも禁じなくてもよい者である。田主の「所有する」田は、ほぼ〔各〕村落の間に散布（さんぷ）しているのであるから、当然「田主が」自耕することはできないのであり、従つて田を佃（てん）する人が必要になる。耕（かう）す者は、田が自分の所有するものではないので、必ず其（田皮）の値（た）を原佃（げんてん）の人に售（う）い、「そうして」始めて耕すことのできる田を有（あ）つことになるのである。故に、田〔皮〕は必ずしも禁じなくてもよいのである。」

（Ⅱ）然有必不可長之刁風。非力挽其頽波、則効尤者衆、而田主受其害。何也。糧從田出、課頼租輸。居官者、以為錢糧軍国重務、考成攸関、徵比之期、視逋賦者如讎、箠楚弗恤。至於佃戸抗租、以為細事、或批鄉長查覆、或着鄉長催還。鄉長亦以為細事、置若罔聞。及准差拘、差役又以為細事、齎發之後、任意沈擱。幸而到案、官以欠租者多貧民、從而姑息之。独不思賦不可逋、租顧可抗耶。田主独非民、田主之肌膚、曾佃戸之不若耶。抑皆富民可以輸納、而無藉於租穀耶。彼見夫田主之無如伊何也、愈肆抗欠。効尤者以為某某欠租、田主如彼何也、刁風日熾。

故佃戸欠租、每至五六年不等、及田主另召佃種、強者霸耕搶割、因而爭鬪、致成命案者有之。弱者抗欠多年、將田輒賠下手、田主不覺。幸而下手供租、則從前抗欠、猶可付之東流。倘仍尋旧轍、田主又如之何哉。夫田主收租、猶須輸課。刁佃不賦、白享籽粒、且賠其田。揆之情理、深可痛恨。此風之必不可長者也。

「しかし決して助長してはならない刁風がある。力めてその頽波を挽回しなければ、効尤る者が多くなり、田主はその害を受けることになる。〔それは〕何してであろうか。糧は田より出で、課は租に頼って輸せらる。官に居る者は、錢糧〔の徴収〕は軍国の重務であり、〔官としての〕考成に関わるものであると以為え、〔錢糧〕徴比の時期になると、賦税を通した者を讎のようにみなし、〔その者を〕箠楚って恤れむことはない。佃戸の抗租については、細事であると以為え、郷長に批〔によって命令〕して〔実情を〕査覆させたり、郷長に着じて〔滞納分の佃租を〕催還させたりするだけである。郷長もまた〔抗租を〕細事であると以為え、〔官の命令を〕置して聞かなかつたようにしている。〔官が佃戸の〕差拘を准したとしても、差役もまた細事であると以為え、〔召喚状を〕齎発した後で、かつてに〔その一件を〕沈擱してしまふ。幸いにして〔抗租した佃戸が〕到案したとしても、官は欠租した者の多くが貧民であることを理由に、この一件を姑息に終らせてしまふのである。〔官の方では〕賦は通ずることが可されず、租はかえって抗欠することが可されるのだ、と思つていないことがあるか。田主というもののだけが民でないならば、田主の肌膚に、どうして佃戸〔のそれ〕が若ばないことがあるか。そもそも、すべての富民が〔賦税を〕輸納できるのも、〔佃戸から徴収する〕租穀に依存していないことがあるか。彼〔佃戸A〕は田主が〔抗租した〕伊〔佃戸B〕を如何することもできないのを見て、愈々肆に〔租を〕抗欠する。〔それを〕効尤る者〔佃戸C〕が、某々が欠租しても、田主は彼を如何する

こともできない、と以為うならば、「その結果」刁風は日に日に熾んになるのである。故に佃戸の欠租は、毎に五・六年ぐらゐも続き、田主が另に「佃戸を」召いて佃耕させようとすると、「佃戸の中の」強い者は覇耕・搶割を行い、そのために「田主との間に」争闘がおこり、命案を致成するという者がある。弱い者の場合でも、「租を」多年も抗欠したり、また田を下手に転贖したりしても、田主は感づかないのである。幸いにして下手が租を供うならば、従前の抗欠「分の租」は、これを東流に付してもよいであろう。もし依然として「佃戸が」旧轍を尋むならば、田主はこれを如何することができよう。そもそも、田主は収租しても、なお課を輸めなければならぬ。刁佃は賦税がかからず、「しかも抗租によつて」ただで籽粒を享受し、かつその田を転贖したりする。これを情・理に揆るならば、深く痛恨すべきことである。この風潮は決して助長してはならない者なのである。」

(Ⅲ) 雖然耕田者、豈病狂喪心、樂於抗欠、收割之後、穀安往哉。大抵一郷之中、每有一二土豪、拳放私債。納銀還穀曰青苗、借穀倍息曰生谷。皆違禁以取利。新穀登場、即行索取、窮民德其庇急、忘其剝削。先償所貸、穀已入土豪之家、速田主收租、顆粒無存、竟末如之何矣。若田主具控其佃、彼且置身局外、批郷長則代為囑托、准差拘則代為齎發、召佃別種則主使霸耕、以為借貸剝削之地。是田主之課田、土豪之利藪也。

「田を耕す者が、狂を病み心を喪したように、「租の」抗欠を楽しんでゐるけれども、收割した後、その穀物は安に往つてしまうのであらうか。大抵、一郷の中には、毎でも一・二の土豪がおり、私債を拳放している。「その場合」銀を納りて穀物で還すものを「青苗」といい、穀物を借りて利息を倍にする（十割の利息を払う）ものを「生谷」という。「土豪は」皆な禁令に違いて利息を取っている。新穀が登場すると、「土豪は」すぐ

に「債本・利息の」索取を行ふが、窮民は其れ（土豪の貸付）が急場に応じてくれるのを徳として、其の剝削を忘れてゐる。「佃戸が」まず貸りた分を償うと、穀物はもはや土豪の家に入つてしまつてゐるので、田主が収租するときには、「佃戸の許には」顆粒も存つておらず、「田主は」結局これを如何することもできないのである。もし田主がその佃戸を具控したならば、彼（土豪）は且く身を局外に置き、「官が」郷長に批（によつて調査を命令）すれば、代りに囑托を行い、「差役に」差拘を准せば、代りに齎発を行い、「田主が」召佃して別に耕種させようとすれば、「原佃に」主使して霸耕させ、よつて「彼ら佃戸を土豪の」借貸・剝削の地とされている。こうして、田主の課田は、土豪の利藪となつてゐるのである。」

(IV) 誠下令邑中曰、田皮雖奉上憲、佃戸無欠租者、田主不許藉端起業、以奪窮民粒食之資。其欠租者、聽田主召佃、不許原佃阻撓。若霸耕及強割、一經告發、從重治罪、仍追前欠租穀。佃戸將田轉賠、通知田主。如私相授受、隱匿抗欠情弊、田主具実控告、上手欠租、着落下手清還。地方土豪青苗・生谷、俟田主收租之後理取。倘敢收割之時、即行索取、致虧田主租穀者、許田主一併指名告發、究其挐放私債、違禁取利之罪、追穀給主。如此則刁風少息、國課有賴、自無輸納不前、累官長之考成者矣。移風易俗、不誠在於良有司也歟。

「官は」誠に命令を邑中に出して、「次のように」曰うべきである。『田皮については上禁を奉じてゐるが、佃戸に欠租が無い場合には、田主が「何かと」端を藉けて起業し、それによつて窮民の粒食の資を奪うことを許さない。其（佃戸）が欠租した場合には、田主が「別に」召佃することを聴し、原佃が「それを」阻撓することを許さない。もし「原佃が」霸耕や強割を行い、一たび「田主の」告發があつたならば、「律例の該当条項の中で刑罰の」重いものによつて治罪し、さらに前欠分の租穀を追徴する。佃戸が田を転賠するときは、田主

に通告せよ。もし「佃戸の間で」私かに田皮を授受し、「田の」隠匿・「租の」抗欠という情弊が見られ、田主が事実^{じじつ}に具^もつて控告したならば、上手の欠租「した分」は、下手に命じて清還させる。地方の土豪による「青苗」「生合」については、田主の収租を俟^{まち}つて、その後で「債本・利息を」取るべきである。もし「土豪が」敢て収割の時にすぐに索取を行い、「その結果」田主の「取り立てる」租穀^{そくこく}が虧^{おと}することになった場合には、田主が「土豪と佃戸とを」一併^{ひと}に指名して告発することを許し、「そうして」其（土豪）の「私債を挙放し、禁令に違^{たが}いて利息を取る」という罪を究問し、「土豪から」穀物を追徴して田主に給^{たま}わせる」と。このようにすれば、刁風は少しく息まり、国課も頼みとするところをえ、「その結果」自ずと「賦税の」輸納^{しゅうな}が前^ままず、官長の考成に累をおよぼすということも無くなるであろう。移風易俗「の問題」は良有司「の手腕」に在^あっていないことがあろうか。

註・訳文「」中の括弧（）内は註解であり、亀甲「」内は補足である。なお（I）（VI）は、当該史料の内容に即して引用者が付したものである。

この史料は四つの部分から成っている。（I）では、「田主不知田」に端的に表現された、土地の所有と使用（耕作）とをめぐる地主―佃戸間の権利・義務関係の混乱・錯綜によって現出していた多様な事態について叙述されている。（II）では、「必不可長之刁風」としての抗租について、特に国家権力との関係の実態が述べられており、また（III）では、当該地域の抗租の側面、すなわち「土豪」といわれる高利貸資本と佃農の再生産・抗租との連関性について指摘されている。そして、最後に（IV）では、（I）（II）（III）で詳述された、地主―佃戸関係の危機的状况に対して、在来の地主―佃戸関係を維持すべく国家権力の直接的な介入の必要性が、この著書によって主張されているのである。

以下、この史料から抽出し得る三つの問題——抗租と一田兩主制、抗租と商業・高利貸資本、抗租と国家権力——について、若干の検討を加えることにしたい。

(二) 抗租と一田兩主制

康熙『崇安県志』風俗においてすでに指摘されているように、当該地域では田皮・田骨が各々物権として互いに独立して売買されており、特に佃農による田皮の売買（「賠」）を大きな要因として「主家、竟に田の所在を知らず」という事態が生じていた。また、(I)の記載によれば、康熙一三年（一六七四）——同一五年（一六七六）にこの一帯をも席捲した耿精忠の乱、および康熙十九年（一六八〇）にかけての江拐仔・楊一豹一党の跳梁⁽⁶³⁾を直接的な契機とする、田土の荒廢、佃戸の逃亡、そして乱後の再度の開墾という一連の動きの中で、「田主不知田」という事態はさらに拍車をかけられたのであった。⁽⁶⁴⁾康熙—雍正年間の崇安県における抗租状況は、一面では「田主不知田」なるが故に必然的に現出していたのである。それと同時に(I)では、明らかに田面権に依拠していたと思われる、意識的な「抗租霸耕」の存在も記されているのである。

ところで、(I)の記載からは、この時期の崇安県において一田兩主制（田皮・田骨）が在地の社会的慣行としてすでに確立・定着していたことを窺うことができる。この点に関連して、崇安県に隣接する建寧府建陽県および邵武府邵武県には、各々次のような史料が存在する。万曆『建陽県志』巻二、建置志、書院、薦山書院、「本祠祀田」に所収された、万曆二十七年（一五九九）の建陽県知県魏時応の言には、

今査、其田骨、一十一籙二斗半、田皮、一十五籙、向係張陽得・張経宅收租。又有田骨、三籙七斗半、向係朱邦行收租。

とあり、万曆四一年（一六一三）に邵武県知県に就任した、呉姓の『憶記』巻一、癸丑（万曆四一年）の項には、

邵武俗、置田者名田骨、佃田者名田皮、各費佃若干。

と見える。共に万暦年間においてすでに田皮・田骨の存在を確認し得るのであり、両県に隣接する崇安県でも田皮・田骨慣行の始期を明末段階にまで遡及することが可能なものではなからうか。

さて、(I)(IV)では、この時期、田皮に対する「憲禁」「上禁」の存在が明示されている。おそらくは『福建省例』所載の雍正八年（一七三〇）の禁令であると推定し得るが、こうした官の禁令にも拘らず、ここでは田皮「不必禁者」という、当該史料の著者独自の見解が提示されているのであり、この点に注目したい。すなわち、田皮の存在と連関した抗租状況が見られる一方で、田皮・田骨慣行の社会的な確立という現実を背景として、田皮それ自体を全面的に否定すべきものとはとらえられていないのである。ただし、田皮は「不必禁者」であるからといって、田皮に連関する問題を個々の地主―佃戸間における私的なものとして放置せよ、というのではない。(IV)に明記されているように、著者は、田皮・田骨慣行に対する官の一定の介入・規制によって、すなわち、一方では「欠租」しない限りにおいて佃戸の耕作権を保証―地主の恣意的な「起業」を禁止―し、他方では佃戸間の田皮授受について地主への通告を義務付けることによって、既存の地主―佃戸関係を維持すべきことを主張しているのである。

以上の見解と類似したものとして、ほぼ同時期の雍正一二年（一七三四）頃に制定された、漳州府平和県の屯田をめぐる地主黄氏の收租「事宜」には、

一、糞土之例、奉部文嚴禁、民田猶烈。況屯田乎。各佃所耕田、不得私相授受。如欲転交他手、旧佃須引新佃、対業主道明、業主察其可者許之。

と記されており、ここでも「糞土の例」―糞土銀・田面権の社会的慣行としての定着の中で、きわめて現実的な対応

——当該慣行の容認とそれに対する一定の規制——が地主によってとられているのである。⁽⁶⁶⁾この時期、一田兩主制に對する地主側のこうした対応は、一般的な趨勢となっていたのではなからうか。

(三) 抗租と商業・高利貸資本

「土豪」の高利貸活動と佃農の抗租との関連性を描写した(Ⅲ)の記載は、当該史料全体の中でも特に注目すべきものである。

(Ⅲ)の前半(「竟末如之何矣」まで)では、まず「土豪」による高利貸付として「青苗」「生谷」という二つの形態があげられている。前者は銀を貸与し、後者は米穀を貸与するものであるが、共に債務者側(ここでは佃農)は秋成時に現物(米穀)で負債を返済するというものであった。故に、秋成時には必然的に、佃農の労働生産物をめぐって「土豪」の収債と「田主」の収租とが競合的關係を形成することになり、その結果として「先償所貸、穀已入土豪之家、逮田主収租、顆粒無存」という、地主にとっての「欠租」という事態が現出していたのである。こうした状況は、すでに第一章(一)で提示した、崇禎年間の福州府閩県に関する周之夔の記載ときわめて類似したものであるといえよう。

周之夔によれば、「寧ろ田主の租に負くも、敢て穀主の債に負かず」というように、佃農は地主への佃租の納入と「穀主」(高利貸資本)に対する負債の返済とを天秤にかけ、「下年の掲借の路を塞」がないようにするために主体的・意識的に「欠租」を行っていたのであり、それはまさに抗租というべきものであった。他方、(Ⅲ)の場合も「德其応急」「先償所貸」というように、佃農は優先的に「土豪」の負債を返済していたのであり、それと表裏をなして抗租は志向されていたのである。

次に、(Ⅲ)の後半(「若田主具控其佃」から)では、叙上の抗租状況に対抗して地主の側が抗租した佃農を官権力に告訴し、或いは当該佃農の強制的な「退田」および新たな「召佃」を行ったとしても、「土豪」の方は前者の場合には事件採み消しの方向で暗躍し、後者の場合には佃農を煽動して「覇耕」させているという事態が報告されている。崇安県における抗租は、一面では佃農と「土豪」との結び付きにおいて貫徹していたのである。

では、地主―佃農・「土豪」―佃農という二つの関係の中で、特に佃農が前者よりも後者の関係を重視すべきものとしていた所以は、どこに求められるのであろうか。それは「土豪」からの負債が農業経営の生産資金として、或いは端境期の飯米として、佃農の再生産の営みが完結する上で必要不可欠なものとなっていたからに他ならないであろう。また、(Ⅲ)の記述には当該史料の著者が属する社会階層の、直接的な利害関係に基づく価値観が強く反映しており、従って、史料全体を流れるトーンからして、この著者がここで「田主」と書かれた、おそらくは城居の地主の一人であったことが推定される。一方、(Ⅲ)において非難の対象とされ、「土豪」という名辞を与えられた高利貸資本は、(Ⅲ)「大抵一郷之中、每有一二土豪」および(Ⅳ)「地方土豪」と記されているように、明らかに鄉村に居住する存在であった。こうした地主の城居化ならびに「土豪」の在地性ということ自体もまた、佃農と「土豪」との関係をより緊密化せしめていた条件のひとつであったと思われる。

佃農の労働生産物の収奪をめぐる、城居の「田主」と郷居の「土豪」との対立的現象を描いた(Ⅲ)の記載の、その帰すべき方向は、抗租に具象化された地主―佃戸関係の解体と高利貸資本の小農民(佃農)に対する経済的支配の再編とであった。従って、(Ⅲ)の末尾において「是田主之課田、土豪之利藪也」と強い危機感を表明した地主側は、いわば形振かまわず官権力に依拠し、(Ⅳ)「地方土豪青苗・生谷、俟田主收租之後理取」というように「土豪」の収債の時

期に対して規制を加えることによって、自らの佃租収奪の完遂を企図せねばならなかったのである。⁽⁶⁸⁾

ところで、崇安県の農村社会における「土豪」の経済活動は、単に「青苗」「生谷」という高利貸付にのみ終始していたのであろうか。(Ⅲ)においては何ら直接的には語られていないが、共に「前期的資本」として高利貸資本とは「双生児的關係」にあった商業資本の側面を、「土豪」のいまひとつの存在形態として措定することが可能なのではないだろうか。その場合の具体的な形態として、「青苗」「生谷」との関連で最も蓋然性が高いのは、秋成時に債本・利息として回収した米穀を転販する米商人であろう。

では、この時期、崇安県一帯は米穀流通の上で如何なる位置を占めていたのであろうか。ここでは取り敢えず、崇禎年間の(a)『棄草文集』巻五、議、「条陳福州府致荒縁繇議」、および乾隆年間の(b)『閩政領要』巻中、「歲産米穀」の二つの史料を提示しておきたい。

(a)福州一府、上仰延・建・邵・汀、及古田・閩清・大箬・小箬各山各溪米、皆係彼処商販、順流而下、屯集洪塘・南台二所、以供省城内外、及閩安鎮以下沿海之民轉糶。……各処之米、大約出之浦城・松溪・建陽等、居其十之四、出之邵武者十之六。蓋邵武又轉得之江西也。延・汀差少。

(b)建寧七属・邵武四属、田多膏腴、素称産穀之郷、而浦城・建寧兩邑、尤為豊裕。省城民食、不致缺乏者、全頼延・建・邵三府有餘之米、得以接濟故也。

この(a)(b)二つの記事によって、明末から清代中期にかけての状況をある程度窺うことができよう。華中南の中で「米穀事情にいちばん恵まれていなかった」といわれる福建にあって、崇安県の属する建寧府は、邵武府と共に「産穀の郷」と謳われていたと同時に、福建最大の消費都市である省都福州の米穀供給地としてきわめて重要な位置を占め

ていたのである。ただ、(a)(b)共に崇安県の名は明記されておらず、建寧府の属県としては(a)で浦城・松溪・建陽の三県が、(b)では「豊裕」として浦城県があげられているだけである。しかしながら、福建の大動脈である閩江の本・支流によって、崇安県が福州およびその近郊の二大物資集散地⁽⁷²⁾に南台・洪塘と直接的に連絡していた点、並びに福建にあった米穀がきわめて投機性の高い商品であった点を考慮するとき、崇安県産の米穀もまた商業資本にとって大きな商品的価値をもつものであったと見て大過あるまい。

以上の状況から、(Ⅲ)に見える「土豪」のいまひとつの存在形態として、特に福州を終点とする米穀流通圏の起点に位置する、在郷の商業資本⁽⁷³⁾米商を想定することができよう。それと同時に、(Ⅲ)に描かれた「土豪」と佃農との関係において、米穀市場の存在を前提として「土豪」が佃農に生産資金の前貸(＝高利貸付)を行い、秋成時に至って米穀を独占的に買上げるといふ、いわゆる「問屋制前貸」的な生産形態の存在をも看取することができるのではなからうか。

なお、崇安県農村に推定した商業・高利貸資本による「前貸」の事例は、明末の汀州府清流県にも見出すことができる。康熙四十一年(一七〇二)刊『清流県志』(厦門大学図書館蔵)巻五、橋梁、「鄧公橋」は、崇禎六年(一六三三)―同一二年(一六三九)の知県鄧應韜⁽⁷⁴⁾によって建設された浮橋⁽⁷⁵⁾。鄧公橋に纏わる、次のような事情を伝えている。

按、清流附郭米石、僅民食半年、上流則資黃鎮・烏材・石牛諸路、下流則資玉華・嵩口・埤埤等处、以益之。

(イ)往年奸販包糴、載下洪塘、以濟洋缸、貪得高價。(ロ)又安沙黠商、百千成群、放青苗子錢、當青黃甫熟之時、即拋田分割、先于嵩口造缸、及期強載出境。

傍線(イ)は、この時期「奸販」によって米穀の買占め(「包糴」)が行われ、それが福州の洪塘市に転販されていたこ

とを述べているが、こうした状況の現出した所以は、米穀需給の面で清流県が決して餘裕のある地域ではなかったにも拘らず、「奸販」にとって該県産の米穀を清溪―沙溪―閩江本流を利用して洪塘へ容易に販運することができ、その販運によってより多くの利潤が彼らにもたらされるからであった。また、(イ)における「奸販」の商業活動と関連して、かつ同時並行的に進行していた事態として、傍線(ロ)は、隣県である沙県の商人(「安沙黠商」⁽⁷⁶⁾)が清流県の小農民に対して「青苗子錢」を貸与し、收穫期(「青黄甫熟之時」)に現場で米穀によって債本・利息の取立てを行い、それを他境へ転販していることを叙述している。特に(ロ)の内容は、まさに有利な市場条件を前提として、商業資本が「前貸」による小農民の生産支配を行っていたことを表示しているといえよう。

以上、(Ⅲ)に描写された、「土豪」の小農民に対する高利貸付に関する記載内容を敷衍して、雍正年間の崇安県農村社会に、「土豪」商業・高利貸資本の小農民(佃農)を対象とした「問屋制前貸」的な生産形態が、福建内部の米穀流通市場を前提として存在していたことを推定した。当該地域では、こうした状況と密接に関連して佃農の日常的な抗租が展開していたのであり、かつ、表象的には抗租をめぐる城居の地主と在地の「土豪」・佃農陣営との対立という事態が現出していたのである。すなわち、この時期、一方では既存の地主―佃戸関係の解体、他方では商業・高利貸資本―小農民(佃農)間の経済的な支配―隷属関係の再編という動きが進行していたのである。

(四) 抗租と国家権力

すでに本章―(二)および(三)で論及したように、当該史料の著者は、この時期における一田兩主制の展開ならびに「土豪」の高利貸活動と連関した抗租の盛行に対し、国家権力の直接的な介入によって、(i)佃農が抗租した場合には地主

の新たな「召佃」を保証し、かつ(ii)佃農間の田皮の転贖に際しては地主への通告を義務づけること、(iii)「土豪」の収債についてはその時期を地主の収租以後に設定すること、等の具体的方策を(IV)において提議しているのである。

ところで、当該地域における抗租と国家権力との関係、特に官による抗租取締りの実態を述べているのが、史料(II)である。ここではまず、佃農の抗租が「刁風」化している原因の一端として、崇安県の官が「賦は租より出づ」という当時の社会的通念⁽⁷⁾——この史料では「糧從田出、課賴租輸」という——を全く理解せず、抗租を「細事」と看做して適切な措置をとろうとしない点、つまり官権力の抗租取締りが何ら有効に機能していない点に対する著者(＝地主)の慨嘆の念が吐露されている。だが、その一方で、「或批郷長查覆、或着郷長催還」とあるように、官の命をうけて在地の「郷長」が抗租の実情調査および滞納佃租の催迫を行うという事態が、いわば制度的に成立していたことをも窺うことができるのである。

「郷長」については、万曆六年(一五七八)——同八年(一五八〇)の福建巡撫として郷約保甲制を実施した、耿定向の『耿天台先生文集』巻一八、雜著二、牧事末議、「保甲」に、

一、^郷郷長、^都止令表正^{一都郷}、^督督率各^里、^議議察奸宄、^舉舉行郷約、^解解息忿爭。不必責之出官奔走。……

一、訪閭俗、民間朔望、礼拝社神、婉有古初里社之意、蓋緣先賢礼教未泯也。就中行令郷長舉行郷約、宣教聖諭、令民知相親相恤之誼、蓋教化行、而民心得、而後法制可舉也。

と記されているように、本来的には、明末の郷約保甲制⁽⁷⁸⁾のもとで「郷」(地理的区画)を単位に置かれたものであり、主に郷約の担い手として在地社会における治安・秩序維持の責任を負わされた、おそらくは約正と同様の存在であったといえよう。ただ、この崇安県における「郷長」は、明末以降の保甲制(或いは郷約保甲制)の度重なる実施とい

清代の福建における抗租の展開

う具体的過程の中で郷村社会に定着し、かつ、清代の福建各地に見られる「地保」「保長」「郷保」「練保」「約保」「郷約」「郷地」⁽⁷⁹⁾と同様に、実際には主として治安警察の機能を担うべき存在となっていたと思われる。

雍正年間の崇安県では、こうした「郷長」が日常的な抗租の取締りの面でも一定の役割を果すべきものと認識されていたのである。雍正一〇年（一七三二）の漳州府平和県では抗租の弾圧に「本処の約・練・保長人等」が関与し、乾隆年間の檔案『刑科題本』によれば「郷練」「保長」が地主の欠租追比に直接関わっていたことを、筆者は「前稿」において指摘したが、崇安県の「郷長」の事例をも併せみると、地方官権力と在地の治安機構とが一体化した抗租禁圧・取締りのシステムが、清代前期の福建各地に形成されていたことを推定し得るのではなからうか。

しかしながら、Ⅱの記載によれば、崇安県のこうしたシステムは現実には十分に機能していなかったのである。そうした状況にも拘らず、地主の側には、官権力に依存する以外に、自らの佃戸支配・佃租収奪を完結するための他の選択肢は残されていなかったものであり、従って、自らが抗租に対する具体的方策を建議し、官権力側の即時の対応を期待せねばならなかったのである。

おわりに

以上、本稿では、明末以降の福建における抗租の展開を概観した後、雍正年間の建寧府崇安県の抗租状況について若干の考察を行ってきた。各章の内容をここで改めて要約することはしないが、ただ、第二章で扱った雍正『崇安県志』の記事は、一田兩主制（田皮・田骨慣行）の展開、農村の商業・高利貸資本の活動、さらには地主―佃戸関係に

対する国家権力の関与という諸点との関連において、抗租の「刁風」化現象を具体的に描写したものであり、福建の農村社会および抗租闘争の特質を説明する上できわめて有益な史料であるといえよう。

なお最後に、本稿では全く言及することのできなかつた問題を提示して擱筆することにした。

福建の社会的経済的実情に即して抗租闘争を理解しようとする場合、必然的に、華南（江西・福建・広東等）の農村社会に広汎に存在していたとされる同族的結合、すなわち「郷族」⁽⁸¹⁾との関連を検討しなければならないであろう。傅衣凌氏は「郷族」の存在が地主―佃戸間の「等級嚴重な階級対立に温情脈々たるベールを被せ」、⁽⁸²⁾「封建的搾取を隠蔽」⁽⁸³⁾していたことを指摘されているが、「郷族」それ自体が地主の収租を保証する「搾取機構」としての側面をもつものであったことを明示しているといえよう。^(補註)では、こうした「郷族」の厳然と存在する福建の農村社会において、何故、明末以降に抗租が盛行し、それに対して国家権力の介入が必要とされたのであろうか。まず、この点が問われなければならないであろう。また、夙に森正夫氏は「黄通の抗租反乱」をめぐって「このような佃農層を抑圧する地主支配を基礎づける同族結合が、それに対抗する佃農自身の革命組織をも基礎づけ、さらに革命主体内部の弱さと強さを生み出した」という見通しを述べられたのであったが、それは「郷族」に対するいまひとつの重要な視角を提起したものであった。すなわち、福建の佃農にとっての社会的生活・再生産の場である「郷族」社会における日常的闘争としての抗租に対して、「郷族」がプラス・マイナスの両面で如何なる作用を及ぼしていたのか、換言すれば、「郷族」社会における抗租にとって如何なる困難が存在し、如何なる前途が開けていたのか、を具体的に説明しなければならないであろう。福建の抗租研究にとっての今後の課題である。

註

- (1) 田中正俊「民変・抗租奴変」『世界の歴史』11 八ゆらぐ中華帝国Ⅴ、筑摩書房、一九六一年、七〇頁。
- (2) 小山正明「明末清初の大土地所有——とくに江南デルタ地帯を中心として——」(一)『史学雑誌』六七編一号、一九五八年。田中、前註論文。また、抗租について総括的整理を行った最近の研究として、森正夫「抗租」谷川道雄・森正夫編『中国民衆叛乱史』4 八明末〜清ⅡⅤ、平凡社、一九八三年、の「解説」参照。
- (3) 傅衣凌「明清時代福建佃農風潮考証」一九四四年、同『明清農村社会経済』生活・読書・新知三聯書店(北京)、一九六一年。同「明末清初閩贛毗隣地区の社会経済与佃農抗租風潮」一九四七年。同『明清社会経済史論文集』人民出版社(北京)、一九八二年。同「明清之際的“奴变”和佃農解放運動——以長江中下游及東南沿海地区为中心的——」前掲『明清農村社会経済』。同「明末南方的“佃变”・“奴变”」一九七五年、前掲『明清社会経済史論文集』。森正夫「明清時代の土地制度」岩波講座『世界歴史』12、中世6、岩波書店、一九七一年。同「十七世紀の福建寧化県における黄通の抗租反乱(一)(二)」『名古屋大学文学部研究論集』五九・六二・七四、一九七三・七四・七八年、等。以下、註で提示する論文が再録されている場合は、繁を避けるため原発表年のみを記し、原載雑誌名等は省略する。なお、引用頁は再録の方による。
- (4) 拙稿「清代前期福建の抗租と国家権力」『史学雑誌』九一編八号、一九八二年(以下「前稿」と略称)。なお、濱島敦俊「明清時代、中国の地方監獄——初步的考察——」『法制史研究』三三、一九八三年、は、地主・佃戸関係の矛盾の顕在化と相即的に展開した非定制の牢獄・舖・倉について詳察されたものであるが、福建の状況についても論及されている(二一—四〇頁)。
- (5) 森、前掲「抗租」二五四頁。森氏は、ここで商品として売りに出される農作物に米を想定されている(同、二三三頁)が、泉州の歴史的・地理的条件から見て、甘蔗等の商品作物を想定する方がより蓋然性が高いのではなからうか。本文、第一章一四、参照。
- (6) 拙稿「明末の福建における保甲制」『東洋学報』六一卷一・二号、一九七九年、九七—九八頁。
- (7) 濱島敦俊「北京図書館蔵『莆陽識讀』簡紹——租佃関係を中心に——」『北海道大学文学部紀要』三二卷一号、一九八三年。
- (8) 同前、六八頁。
- (9) 同前、七四—七五頁。
- (10) 同前、九二頁。

(11) 同前、八九頁、所引『莆陽讞牘』『本府、一件、号天救命事、答罪林度』。

(12) 同前、九〇頁、所引、同「本府、一件、屠占慘害事、杖罪林廷相」。

(13) 藤井宏「新安商人の研究」(『東洋学報』三六卷三号、一九五三年、一〇五—一〇六頁。また、拙稿、前掲「明末の福建における保甲制」九五—九六頁、参照。

(14) 本文、第二章—(三)、参照。

(15) 当該史料の前文には「熊公祖、義田之事」とあり、また「今蒙侯官趙父母、發下租冊」と見える。まず、乾隆一九年(一七五四)刊『福州府志』卷三三、職官六、明、侯官縣知縣、によれば、「趙父母」には知縣趙挺が該当し、次いで、同府志、卷三一、職官四、明、福州府知府、によって「熊公祖」を求めるならば、熊士達がそれに該当する。なお、乾隆『福州府志』職官には、各官の就任年が明記されていない。

(16) 康熙五二年(一七一三)刊『同安縣志』(北京圖書館藏)卷二、官守志、學租、に、

旧志、洪武初、前代學田皆廢。隆慶元年、知縣鄭一相、復清南門橋稅七十八兩五錢五分三厘、原議以半入學食士。……
：万曆二十九年、知縣洪世俊、議將吳陂庄廩寺溢額田三十九畝五分、年登租銀四十九兩四錢五厘、內免納糧餉共銀五兩四錢二分六厘、餘入學修理。又議將奇江庄廩寺田二百六

十二畝五分、年徵租銀九十八兩四錢零入學。

とある。以下、本文および註に提示する史料がわが国に現存しないものについては、筆者が中国で閲覧した圖書館名を括弧()内に記す。

(17) 「前稿」三五頁。

(18) すでに、林祥瑞「福建永佃權成因の初步考察」『中国史研究』一九八二年四期、六五頁、において紹介されている。

(19) 徐階『世經堂集』卷三二、「復呂沃州」。藤井、前掲「新安商人の研究」一〇六—一〇七頁、参照。

(20) 明末の福寧州において、社会關係としての「主人—奴僕」「主人—佃戶」等の諸關係の「秩序原理」が崩壊しつつあったことが、森正夫氏によって指摘されている。森正夫「明末の社会關係における秩序の変動について」『名古屋大学文学部30週年記念論集』一九七九年、一四一—一四三頁。

(21) 「前稿」三六頁。

(22) 傅、前掲「明末南方的「佃變」・「奴變」」参照。

(23) 森、前掲「明清時代の土地制度」二三六—二四〇頁。

(24) 乾隆二八年(一七六三)刊『泉州府志』卷二〇、風俗、所引「溫陵旧事」。森、前註論文、一三七頁、参照。

(25) 「前稿」三九頁。なお、「前稿」では、乾隆三三年(一七六七)刊『同安縣志』(廈門市圖書館藏)卷一四、風俗、所引の「旧縣志」の記事を康熙『同安縣志』のものと推定(「前

清代の福建における抗租の展開

- 稿」六六頁、補註）して提示したが、その後、北京図書館所蔵の康熙県志を閲覧することによって、その事実を確認した。
- (26) 王連茂「明末泉州的地租剝削与『斗栳会』闘争」『泉州文物』二四期、一九七八年、二〇頁（拙訳「明末泉州の佃租収奪と『斗栳会』闘争」『史朋』一七号、四八頁、および五二頁、訳註55）。
- (27) ただし、王氏は、前註論文、二〇頁、の当該史料を引用した後、地主蘇氏の他の佃戸による「賺匿誑荒」という事態の存在を記されている（拙訳、四八頁）。
- (28) 乾隆『浦城県志』卷一〇、人物考二、尚義、国朝、季欽文の項に、
季欽文、字復亨。好善樂施。康熙丙子、歲歉、命子廉、槩免佃租、復賑其貧甚者。
と見える。
- (29) 光緒二十六年（一九〇〇）刊『浦城県志』卷一八、職官、国朝、臬職表。
- (30) 「前稿」四一—五〇頁。
- (31) 雍正五年（一七二七）の抗租禁令については、取り敢えず、経君健「論清代社会的等級結構」『中国社会科学院経済研究所集刊』三集、一九八一年、四四—四八頁、参照。
- (32) 『鳳池林氏族譜』卷二、世系上、第一三世、孟福房、林和。
- (33) 「前稿」三六—三七頁。
- (34) 康熙『崇安県志』卷七、人材志下、名儒、では、「胡・劉・朱・蔡」の四姓として、胡安国・胡憲・胡宏・劉勉之・劉子翬・朱熹・蔡元定・蔡沈の八名があげられている。
- (35) 『東京大学東洋文化研究所漢籍分類目録』二六七頁によれば、『閩政領要』は「閩名撰」となっているが、当該書の序には、
乾隆二十二年、前司德福、留心体訪、纂輯成書。本司蒞任於茲三載、追溯纂輯之年、已歷十載。其間今昔異宜、章程更定、難資稽考。乃就已成之書、參以時政、重加刪訂。
とあり、德福が編纂したものを補訂した人物は、乾隆二十九年（一七六四）—同三十三年（一七六七）当時の福建布政使であることが窺える。道光九年（一八二九）纂『福建通志』卷一〇七、職官、国朝、布政使、によれば、該当人物は顔希深である。
- (36) 「前稿」三九—四〇頁、参照。
- (37) 「前稿」三七—三九頁、所引の乾隆『泉州府志』卷二〇、風俗、同臬志、卷二一、田賦、および乾隆四二年（一七七七）刊『漳州府志』卷四五、紀遺上。
- (38) 乾隆府志については、「前稿」三七頁、参照。
- (39) 当該県志では「點佃」となっているのを、民国八年（一九一九）刊『建寧県志』卷五、風俗、蠹俗、の同文の記事によって補正した。

(40) 傅、前掲「明末清初閩贛毗隣地区的社会経済与佃農抗租風潮」三七九頁、紹介。

(41) 本文、第二章(三)、所引の『閩政領要』巻中、「歲産米穀」参照。また、清末の記事として、『福建事情実査報告』三五公司(廈門)、一九〇八年、二三頁、にも「全省中第一ノ米産地へ、邵武府ノ建寧県ニシテ、……」と書かれている。

(42) 『黃通抗租反乱』当時の汀州府寧化県では、収租の際の量器の単位として「桶」が用いられていた(森、前掲「明代時代の土地制度」二三七—三三八頁)。また、傅家麟(傅衣凌)編『福建省農村経済参考資料彙編』福建省銀行経済研究室(永安)、一九四二年、一八五—一八八頁、には、福建省地政局編『福建省初步整理土地概況』一九三九年、による「福建省各県田地折畝習慣調査表」が所載されているが、それによれば、民国期の建寧県で地積表示単位として一般的に用いられていたのは産量による「桶」である、という。

(43) 傅、前掲「明清福建佃農風潮考証」一八七—一八八頁、および森、前掲「抗租」三四五—三六〇頁、参照。

(44) 一田三主制の展開していた漳州府では「租」も「税」も佃租を表わしていた(「前稿」三五頁、および六〇頁、註17)が、この場合も同様であると思われる。なお「税」佃租については、後掲の、上杭県に隣接する永定県の事例、参照。

(45) 天野元之助『中国農業史研究』一九六二年、御茶の水書

房、一九七九年増訂版、一〇八一—一〇九頁。

(46) ここで第二の点を提示したのは、およそ地主—佃戸関係という生産関係において、そのいづれかを「利」という概念で測る場合、それはとどのつまり佃租の収取の問題に収斂すると思われるからである。

(47) 濱島敦俊『明代江南農村社会の研究』東京大学出版会、一九八二年、所収「抗租闘争の再検討(二)——抗租と公権力——」五五九頁、および六二二頁、註25。なお福建では抗租・欠租に対して「徴比錢糧之例」が適用されている事例も見出すことができる(「前稿」五一—五二頁)。

(48) この史料は、今堀誠二「清代の反小作体制運動」一九六七年、同『中国近代史研究序説』勁草書房、一九六八年、一一八頁、および一二五頁、註1、において紹介されている。

(49) 「前稿」三八頁、および四〇—四一頁。

(50) 『閩俗録』巻一—巻五の目録には、各々「建陽県へ道光四年十月初二日莅任、五年十月二十八日御事」、「古田県へ四月十一日莅任、六月十七日御事」、「仙遊県へ道光六年八月二十八日莅任、七年六月初六日御事」、「詔安県へ道光八年四月初一日莅任、十一年二月初九日御事」、「邵軍庁へ道光十二年閏九月初九日到任、至十三年五月初二日御事」(「へ」は割註)と書かれている。

(51) なお、一田両主制については、近年、草野靖・藤井宏両氏

清代の建福における抗租の展開

によって膨大な研究が発表されているが、最近の最も総合的な研究として、寺田浩明「田面田底慣行の法的性格——概念的分析を中心として——」『東洋文化研究所紀要』九三冊、一九八三年、参照。

(52) 本文に提示した『間俗録』の各記事は、一部分を除いて、すでに、中国人民大学清史研究所・檔案系中国政治制度史教研室合編『康雍乾時期城鄉人民反抗闘争資料』中華書局（北京）、一九七九年、一二〇—一二一頁、において紹介されている。

(53) 濱島敦俊氏は、前掲「明清時代、中国の地方監獄」四六頁、註7、において抗租・欠租を四つに分類し、そのひとつに、一田両主制ないしは所有権・耕作権の譲渡をめぐる「耕作者と地主との間で権利義務の認識が一致していない場合」すなわち「何人が地主か、何人が佃農か否か、佃農であるとしても権利・義務が如何様、またどの程度のものであるか、法的に明確でない場合」に起こるものを提示されている。

(54) 前田勝太郎「明清の福建における農家副業」『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』同記念会、一九六四年、五六七頁。

(55) 傅衣凌「明清時代永安農村的社會經濟關係——以黃歷鄉所發現各項契約為根柢的一個研究——」一九四四年、前掲『明清農村社會經濟』二七頁。なお、当該史料を「佃戸と商品市場との緊密な関連」の面で最初に注目されたのは森正夫氏で

ある（傅衣凌著『明清農村社會經濟』『東洋史研究』二二卷二号、一九六二年、一二〇頁）。

(56) 乾隆三年（一七五八）刊『莆田縣志』卷一、輿地志、里図、延寿里、涵頭市、には、人家稠密、商賈魚塩輻輳、為莆中開市。とある。

(57) 清初に煙草栽培の進展した汀州府の状況との関連において、康熙三十五年（一六九六）に汀州府知府となった、王簡庵の『臨汀考言』（中国科学院圖書館藏）卷六、詳議、「諮訪利弊八条議」の第四条では、明確に、

邇年以來、八邑之膏腴田土、種煙者十居三・四。彼種煙者、止知圖利以肥私、而有田者、亦惟租多為勝算。殊不知、八邑通計、每年少收米穀、不下百餘萬石、且種煙之人、又必買穀以償租、而窮民之食米、益致不敷矣。

と記されている。なお、劉永成「清代前期の農業租佃關係」『清史論叢』二輯、一九八〇年、八七頁、「乾隆刊科題本（土地債務類）地租形式分布情況統計表」によれば、福建の「貨幣租」の割合は「折租」をも含めて一八・三パーセントであり、また、嚴中平等編『中國近代經濟史統計資料選輯』科學出版社（北京）、一九五五年、二八九頁、表二四「各省實物地租及貨幣地租的比重」（一九三四年）では、同じく一九三パーセントとなっている。乾隆年間から民國二〇年代にかけ

て、福建では佃租の貨幣納化がほとんど進展していないのであり、かつその比率自体も低い段階にあったのである。

- (58) 著名な史料であるが、陳懋仁『泉南雜志』巻上、に、其地為稻利薄、庶利厚、往往有改稻田種蔗者。故稻米益乏、皆仰給於浙直海販。
- とある。

- (59) 『閩政領要』巻中、「歲產米穀」には、如漳州府属之龍溪・漳浦・平和・海澄・詔安五邑、泉州府属之晉江・南安・惠安・同安四邑、……即晴雨応時、十分収成、亦不敷本地半年之食用。
- とある。

- (60) 天啓三年（一六二三）補刊『邵武府志』巻首、所収「鄭按台巡歷昭武文説二首」の中の「問俗説」では、故閩之田、恒不足以贍閩之用。逢年大有、尚借糶於吳・粵・江右之間、歲或不登、則有皇皇莫必其命耳。

と、豊年でも江南・広東・江西からの米穀移入に依存している福建の状況が述べられている。「鄭按台」とは万暦年間最後の福建巡按御史鄭宗周である（道光『福建通志』巻九六、職官、明、巡按監察御史、参照）。また、藤井宏「新安商人の研究（一）」『東洋學報』三六巻一号、一九五三年、三〇—三一頁。安部健夫「米穀需給の研究——『雍正史』の一章としてみた——」一九五七年、同『清代史の研究』創文社、一九

七一年、四八三—四八六頁、参照。

- (61) 清末以降も、福建では抗租が持続的に展開していた。例えば、民国六年（一九一七）に書かれた『泉州張鎔圖書』（泉州市図書館蔵）「存公業項」には、

外郷田租・園租、被抗甚多。収来存為公項。

とあり、民国『建寧県志』巻五、風俗、蠹俗、には、前掲の乾隆県志の抗租記事が引かれた後、

今日人心愈壞、吞租不交者有之、扛荒勒減者有之、瞞田私売者有之。較之昔日、殆有甚焉。

と記されている。また『福建省統計月刊』三巻四期、一九三六年、所収「古田県概況初步調査」二二頁、でも、「地主与佃農之關係」という項目の中で事実上の抗租について書かれており、「地主と佃農との衝突」の九九パーセントは「佃農の不良なる者」に帰因すると指摘されている。

- (62) 民国三十一年（一九四二）刊『崇安県志』巻三、地理、山、参照。

- (63) 江拐仔・楊一豹の乱については、乾隆三五年（一七七〇）刊『邵武府志』巻二、兵制、寇警、の康熙一六年（一六七七）および同一九年（一六八〇）の条に見える。

- (64) 崇安県に隣接する邵武府光沢県でも、乾隆二十四年（一九五九）刊『光沢県志』（福建省図書館蔵）巻二〇、人物志二、郷行、国朝、曾文彩の項に、

清代の福建における抗租の展開

甲寅兵荒、田多為佃侵。

という事態が記されている。「甲寅兵荒」は耿精忠の乱を指す。

- (65) 『福建省例』巻一五、田宅、「禁革田皮・田根、不許私相買賣、佃戸若不欠租、不許田主額外加增」。「前稿」五五頁、参照。

- (66) 「前稿」四八—五〇頁、参照。

- (67) その点、同時期の江南の佃農が「米典」との接触をもちながら、「手工業を通じて佃戸經營を再生産するのに必要な飯米部分の獲得」を、すなわち「自立再純再生産」を可能にしていた状況（小山、前掲「明末清初の大地所有(二)」六〇—六一頁）とは、質的に聊か異っているといえよう。

- (68) ここでは、地主に欠租状況を將來した場合、「土豪」の収債そのものを『明律』以来の戸律、錢債、「違禁取利」の条に牽強附会して法的に取締ることを主張しているのである。

- (69) 大塚久雄「いわゆる前期的資本なる範疇について」一九三五年、『大塚久雄著作集』第三巻「近代資本主義の系譜」、岩波書店、一九六九年。岡田与好「前期的資本の歴史的性格」『西洋経済史講座』Ⅰ「封建制の経済的基礎」、岩波書店、一九六〇年、参照。

- (70) 安部、前掲「米穀需給の研究」四八三頁。

- (71) 南台・洪塘は、万曆二十四年（一五九六）刊『福州府志』巻五、輿地志五、福州府城、の「城外の市」にあげられており（南

台は「潭尾市」という名称になっている）、共に福州府城郊外を西から南東にかけて流れる閩江と烏龍江とに挟まれた南台島に在った。南台は府城南門外の万寿橋・江南橋を渡ってすぐの閩江側に、洪塘は府城西門外の洪山橋を渡った烏龍江側に位置していた。その繁栄の様相は、まず南台について、乾隆『福州府志』巻九、津梁、閩泉、橋、江南橋、に引かれた、乾隆十三年（一七四八）任の福建巡撫潘思榘の記に、南台為福之賈区、魚鹽百貨之湊。万室若櫛、人烟浩穰。赤馬餘皇、估編商舶、魚鹽之艇、交雜于其下。

と見える。洪塘については、万曆四〇年（一六一二）纂の王応山『閩都記』巻一九、湖西侯官勝蹟、に、

洪塘市、在洪塘江之濱。民居鱗次、舟航上下雲集。

とあり、また民国一六年（一九二七）刊『洪塘小志』（福建省圖書館藏）疆域、に、

昔時洪塘、有安仁溪・大箬・閩清・大穆・源口・白沙各処船隻、輻運上郡外省諸貨、停泊洪江、商賈輻輳、貿易繁盛、儼然一商港也。

と記されている。

- (72) 明末の事例として、許孚遠『敬和堂集』公移無閩稿、「頒正俗編、行各屬」所収の「鄉保条規」の中に、

一、閩省地窄人稠、糧食往往取給他處。比年荒旱頻仍、民益艱食。海上穀船、自浙之溫・台、広之惠・潮而來、又被

豪牙驥戸一網包羅、因而閉耀、価値一時騰貴、貧民難買升斗之糧、可為傷憫。

と記されている。

- (73) 田中正俊「明清時代の問屋制前貸生産について——衣料生産を主とする研究史的覚書——」『西嶋定生博士還暦記念東アジア史における国家と農民』山川出版社、一九八四年、特に、四一—四一二頁、参照。なお、田中氏は、一九八三年一月一五日の東洋文庫秋期東洋学講座において、同じく「明・清時代の問屋制前貸生産について」と題する口頭報告を行われ、「明・清時代の中国における問屋制前貸生産の事例——問屋商人資本による生産への接近・関与の諸形態」として七種類の形態を提示された。その中であげられた「生産資金の慢性的な不足の状態にある小生産者に対し、生産資金の前貸をおこなうことを通じ、商人資本がそれに固有の高利貸的機能を果たす形態」或いは「商人資本が、市場に対するパイプの独占、あるいは小生産者に対する資金の高利貸付を前提として、小生産者の製品を買占めるにいたる形態」(当日配布のレジュメによる)に、この崇安県の事例および後述の清流県の事例が該当するのではなからうか。

(74) 康熙『清流県志』巻七、職員、明知県。

(75) 同県志、巻一〇、寇変、康熙二十五年の条には、この山間の県における「海寇」の猖獗が記されている。

北大文学部紀要

(76) 同県志、巻五、橋梁、鄧公橋、所収の裴養清「題鉄石鄧公橋」には、

沙人乗不給、先時貸金、後時賃粟、一母五子、捆載実婦。

と見える。裴養清は清流県出身の天啓元年(一六二一)の举人である(同県志、巻八、選舉、明郷挙)。

(77) 「前稿」五七—五八頁、参照。

(78) 拙稿、前掲「明末の福建における保甲制」参照。

(79) 近年刊行された、中国第一歴史檔案館・中国社会科学院歴史研究所合編『清代地租剥削形態』上・下、中華書局(北京)、一九八二年、所収の福建関係の乾隆檔案の中で、地主—佃戸関係をめぐる人命案件に関して、官への「稟称」を行っている存在として各々記されている。地域的には、泉州府安溪県—「地保」(二八九頁)、漳州府海澄県—「保長」(一二九頁)、同じく長泰県—「郷保」(四四五頁)、同じく平和県—「約保」(五八六頁)、同じく南靖県—「郷約」(六五五頁)、延平府順昌県—「地保」(二四三頁)、建寧府政和県—「地保」(一一七頁)、同じく松溪県—「郷保」(二二八頁)、同じく建陽県—「郷練」(五三二頁)、同じく建安県—「練保」(五六〇頁)、同じく浦城県—「地保」(五八六・五九三頁)「郷地」(六六八頁)と、様々な名称で呼ばれているのである。

(80) 「前稿」四七頁、および五二—五三頁。

(81) 「郷族」という名辭の説明として、民国三七年(一九四八

清代の福建における抗租の展開

年)刊『晉江県志』(厦門大学図書館蔵)卷三、社会志、第一〇編「郷族」の中で、編者莊為璣氏は次のように記述している。「閩南では聚族して住んでおり、姓によって郷の名とされている。宗族と郷村とが結びつき、血縁と地縁とが一体となつて、その力量はさらに大きくなつてゐる。故に私はそれを『郷族』と呼ぶのである」と。また、傅衣凌「論郷族勢力对于中国封建經濟的干涉」一九六一年、前掲『明清社会經濟史論文集』参照。

(82) 傅衣凌「明清封建各階級的社会構成」『中国社会經濟史研究』一九八二年一期、一〇頁。

(83) 傅、前掲「明清時代福建佃農風潮考証」一五五頁、註5。

(84) 森、前掲「傅衣凌著『明清農村社会經濟』」一二一頁。また森、前掲「十七世紀の福建寧化県における黃通の抗租反乱」参照。

(補註) 本稿校正中に、森正夫「『郷族』をめぐつて——厦門大学における共同研究の報告——」『東洋史研究』四四卷一号、一九八五年、に接した。傅衣凌・楊国楨両氏の「郷族」論のエッセンスが示されており、是非参照されたい。

〔付記〕 本稿所引の、わが国に現存しない各史料に関し、その閲覧を許可して頂いた厦門大学図書館・厦門市図書館・泉州市図書館・福建省図書館・北京図書館・中国科学院図書館に對して、また、上記各図書館の利用・閲覧に際して様々な便

宜をはかつて下さつた傅衣凌教授をはじめとする厦門大学の関係各位に對して、深甚の謝意を表する次第である。